

皆さまからの声

お寄せいただきましたご意見等

平成29年4月2日

インバウンドで外国人や国内旅行で多くの方が訪れています。ところが新世界の呼び込みが多くて通天閣の下まで来て呼び込みをやっています。

やり過ぎです大阪のイメージが悪くなります。多分クレームが多くなってきていると思います。

直らないようなら条例でお願いします。

浪速区役所や関係部署からの回答

平成29年4月14日

大阪市では、悪質な客引き行為等が横行し、通行する方や観光に来られる方に不快な思いをさせたり、不安を与えるなど大きな問題となっていたため、現行法令で規制されていない酒類提供飲食店等の客引き行為等を適正化し、集客都市にふさわしい魅力とにぎわいのある安全安心で快適な都市環境を形成することに資するため、「大阪市客引き行為等の適正化に関する条例」を平成26年6月1日に施行し、同年10月からは罰則規定を含めたすべての規定を施行しました。

平成26年10月27日からは、ミナミ地区とキタ地区の一部を客引き行為等禁止区域に指定し、原則（除外規定があります）、一切の客引き行為等を禁止行為と定め、指導、勧告、命令を行い、それでも禁止行為をやめない者に対して、過料処分（5万円以下の過料）を行うこととしました。

重点地区や禁止区域の指定については、第一にキタ地区とミナミ地区を指定しましたが、他の地域への拡大は、客引き行為者の動向や地元の皆様の意見を踏まえて検討することとしています。

ご指摘の新世界周辺については現在禁止区域には指定しておりませんので、条例に基づく罰則の適用はございませんが、内容によりましては、風俗営業法等の現行法令の対象となる場合も想定されますので、大阪府警への情報の提供を行い、緊密な連携のうえ、安全で安心なまちの実現に取り組んでまいります。

皆さまからの声

お寄せいただきましたご意見等

平成29年4月10日

外国人登録制度が廃止されて以後、「外国人登録係」などの表示が無くなってしまい、特別永住者証の切り替えなどで、外国人住民が区役所に出向いたときに、どちらの窓口に行けばよいのか困っているという話を聞いています。

例えば、「外国人住民の方の窓口」など、出向いた住民が見ただけでわかる表示があれば迷うことがないと思います。

未実施の区役所での表示の考え方や今後の表示の実施予定などをお聞きしたいと思います。

浪速区役所や関係部署からの回答

平成29年4月24日

当区では、窓口サービス課の窓口（「住民登録（届出窓口）」）に「住民票・印鑑、戸籍、転入・転出」などと並んで「外国籍住民登録」という掲示を行っております。

今後もどのような表示が来庁者にとってわかりやすいものになるか引き続き検討させていただきます。

皆さまからの声

お寄せいただきましたご意見等

平成29年4月10日

「臨時運行許可申請書」は、なぜカウンター前のデスクに置かないのですか？

申請書だけが欲しいだけなのに、なぜ並ばないといけないのですか？時間の無駄です。

浪速区役所や関係部署からの回答

平成29年4月24日

住民情報担当窓口では、受付に際して、各種の届出については、住民票異動届、戸籍届、住居表示、就学の届の受付であることを表示したうえで、22、23番の届出窓口に設置している番号札を取ってお待ちいただく一方、住民票等の証明書等については、番号札を取っていただくことなく、25番窓口の証明発行窓口に直接請求書をお持ちいただくこととしています。

今回のお申し出の自動車臨時運行許可につきましては、お待ちいただく時間が比較的短い25番の証明発行窓口で、窓口上方等に取扱窓口であること等を表示させていただくうえで、受付させていただくとともに、窓口のご案内等のためにフロアマネージャーを配置しています。

また、フロアの記載台には、届出用紙や各種証明等の請求書を設置していますが、設置スペースに限りがあることや臨時運行許可の申請書については、ほとんどが業者からの申請であり、申請方法について熟知されていることから、迷われる方はごくまれであり、個人で申請に来られる方は年に1~2件程度であるような状況であるため、記載台には申請書を設置せず、直接窓口において手渡しで対応させていただいています。

今回は、このような取り扱いのご案内が結果として来庁された方に認識されなかったことで、自動車臨時運行許可で窓口にお越しいただいたときに、番号札を取ってお待ちいただくこととなったものと思われま

す。今後は、フロアマネージャーのより積極的なお声掛けやご案内に努めるとともに「記載台に置いていない申請書等が必要な方はフロアマネージャーまたは25番窓口にお申し出ください。」と表示するなど、より分かりやすい窓口案内に努めることとします。

皆さまからの声

お寄せいただきましたご意見等

平成29年4月6日

固定資産税通知書について。
口座振替利用していたが、改めて内容確認すると年金収入のみなのに税額が高い。
また、通知書の内容がよくわからないし電話で聞いてもわからない。
なんば市税事務所へ行けというのか。
高齢者にとって不便であるので、意見として挙げて欲しい。

浪速区役所や関係部署からの回答

平成29年5月9日

固定資産税につきましては、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、資産価値に応じて課税されるため、市民税等の所得に応じて税額が定まる税とは異なり、収入や年齢の違いなどの所有者の人的要素は考慮されません。

市税の内容説明につきましては、納税通知書に制度の説明を記載したビラを同封しておりますが、さらに詳細な内容については、管轄の市税事務所で応対させていただいております。電話での説明が分かりにくいとのご指摘につきましては、市民の方にご理解いただけるような丁寧な説明を行うよう、改めて全職員に周知しました。

固定資産税の内容確認になんば市税事務所まで行くのは、高齢者にとって不便であるというご意見に関しましては、大阪市では、市民・納税者の皆様への説明を的確に行い、より一層適正・公平で信頼される効率的な税務行政を進めるために、市税専門の組織として、事務の集約、コスト削減等を行うとともにご利用いただく方の交通の利便性等を勘案して主要ターミナル付近に市税事務所を開設いたしました。開設後もご利用の多い税証明書の発行や納付書の再発行につきましては、引き続き区役所税証明書発行窓口及び区役所出張所で行っているほか、コンビニエンスストアでもマイナンバーカード等を利用して税の証明書を取り扱うなど広域的な対応も行うことにより、市民サービスの確保及び向上に努めているところでございます。

区役所から離れたことにより、区役所のお近くにお住まいの方々等にはご不便をおかけする面もございますが、市税専門の組織として効率的な税務事務の執行に努めておりますので、引き続き本市税務行政にご理解、ご協力をお願いいたします。